

契 約 書 (案)

- 1 業 務 の 名 称 公社賃貸住宅入居申込及び導入支援業務
- 2 業 務 の 内 容 別紙仕様書のとおり
- 3 契 約 金 額 金 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円
「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法及び地方税法の規定により算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。
- 4 履 行 期 間 2025年9月 日から
2026年3月31日まで
- 5 納 入 場 所 名古屋市中区丸の内三丁目19番30号
愛知県住宅供給公社
- 6 契 約 保 証 金 愛知県住宅供給公社財務規程第105条の規定により算出したもので、契約金額に100分の10を乗じて得た額とする。
- 7 その他特約事項 別添「個人情報取扱事務委託基準」、「情報セキュリティに関する特約条項」のとおり

上記の業務について、愛知県住宅供給公社（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）との間において、上記業務の委託について別添条項により契約を締結する。

この契約の証として本書を2通作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

2025年 月 日

甲 名古屋市中区丸の内三丁目19番30号
愛知県住宅供給公社
理事長 成 瀬 一 浩

乙 住所

氏名

(危険負担)

第1条 契約金額は、契約履行完了に至るまでの一切の経費を含むものとし、履行前に甲乙双方の責に帰することができない理由により損害を生じた場合といえども、乙がこれを負担する。

(権利義務の譲渡等)

第2条 乙は、この契約により生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

(再委託の禁止)

第3条 乙は、この契約に基づく業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請負わせてはならない。

2 乙は、甲の書面による承認を得た場合に限り、業務の一部を乙以外の第三者に委託できる。

この場合において、乙は、委託する業務の範囲に係る業務遂行能力を有する者を選定することとし、委託する業務の範囲及び委託先を明らかにする書面を事前に甲に届け出なければならない。

3 前項の規定により乙から委託を受けた者は、受託した業務の範囲においてこの契約書により乙が履行すべき義務と同等の義務を負うものとし、また、乙は、委託した者の業務遂行に対する保証を行うものとし、その旨明記し、それぞれ署名捺印した書面を甲に提出するものとする。

(業務内容の変更等)

第4条 甲は、必要がある場合にはこの契約による業務の内容を変更し、業務を一時中止し、又は履行期間を伸縮することができる。この場合において、契約金額又は履行期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

2 前項の業務内容の変更、業務の一時中止又は履行期間の変更が、甲の責めに帰すべき場合において、これにより乙が受けた損害が著しいものであるときは、乙はその賠償を甲に求めることができる。ただし、賠償請求できる損害額は、当該変更又は一時中止による直接損害に限られ、得べかりし利益、間接損害、弁護士費用等は含まないものとする。

(甲の解除権)

第5条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告をしないでこの契約を解除することができる。

(1) この契約の条項に違反したとき。

(2) 正当な理由なく期限内に契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認められたとき。

(3) 正当な理由なく、甲の指示に従わないとき。

(4) 第6条第1項の規定に基づかないで契約の解除を申し出たとき。

(5) 甲が行う監督又は検査に際し、その職務の執行を妨げたとき。

2 前項の規定により、契約を解除した場合において甲に損害が生じたときは、乙は、これを賠償しなければならない。

3 第1項の規定により、契約を解除した場合において、乙に損害が生じても、甲は、その損害を賠償しないものとする。

4 甲は、第1項の規定によるほか、必要があるときは契約を解除することができる。

5 前項の規定により、契約を解除した場合において、乙に損害が生じたときは、甲は、これを賠償しなければならない。

6 甲は、契約の解除をするときは、書面によりその旨を乙に通知しなければならない。
(乙の解除権)

第6条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 第4条の規定により、業務の内容を変更したため、契約金額が当初の3分の1未満となったとき。

(2) 第4条の規定により、業務の一時中止の期間が当初の契約期間の2分の1以上に達したとき。

(3) 甲が契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能になったとき。

2 乙は、前項の規定により、契約を解除した場合において乙に損害が生じたときは、甲にその賠償を求めることができる。

3 乙は、契約の解除をするときは、書面によりその旨を甲に通知しなければならない。
(業務従事者の管理)

第7条 乙は、この契約による業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）に対し、法律に規定された使用者としてのすべての義務を負うものとする。

2 乙は、業務従事者がこの契約に定める事項を遵守するよう指揮監督し、管理する義務を負うものとする。

(業務従事者及び作業責任者の届出)

第8条 乙は、この契約による業務の実施に当たり、業務従事者を甲に届け出るものとする。

2 乙は、業務従事者の中から作業責任者を選任し、甲に届け出るものとする。

3 作業責任者は、業務従事者の指揮監督及び甲と乙の連絡等この契約による業務の遂行に必要な事務を行うものとする。

(甲の指示する場所での作業)

第9条 乙は、この契約による業務を乙の作業所及び甲の指示する場所において行うものとする。

2 乙は、前項に規定する甲の指示する場所へ作業に必要な物品を搬入、搬出する場合は、事前に甲の了承を得て乙の責任において行い、その経費は乙が負担するものとする。

(資料の貸与等)

第10条 乙は、甲に対して、この契約による業務の処理に必要な資料の貸与を求めることができ、甲は、支障のない限りこれに応じなければならない。

2 乙は、前項の資料のうち甲から返還の請求を受けたものは、遅滞なく甲に返還しなければならない。

(秘密の保持及び資料転用等の禁止)

第11条 乙は、この契約によって知り得た事項を甲の同意なくして他に漏らしたり、デ

ータ、成果物その他この契約による業務に関する資料の指示目的以外の使用及び他の第三者への提供をしてはならない。特に漏洩により甲の不利益となる事項については、その機密保持に万全を期さなければならない。

2 前項の規定は、この契約が終了又は解除された後においても有効とする。

(複写・複製の禁止等)

第12条 乙は、甲の同意なくしてデータ、成果物その他この契約による業務に関する資料を複写又は複製してはならない。

2 乙はこの契約による業務が完了したときは、業務に関して貸与された資料、データ等を遅滞なく甲に返還しなければならない。

(安全対策の実施)

第13条 乙は、この契約による業務を実施するにあたり、情報の漏洩、改ざん、消去等の防止及び情報システムのセキュリティ確保のための必要な安全対策を講じなければならない。

(事故等の措置)

第14条 乙は、データ、成果物その他この契約による業務に関する一切の資料について紛失等の事故が発生した場合は、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(損害賠償等)

第15条 乙は、この契約において乙が甲に有形、無形の損害を与えたときは、契約金額の範囲内においてその損害を賠償するものとする。

2 乙は、乙又は乙の関係者の故意又は重大な過失に基づく理由により、甲に対して有形、無形の損害を与えたときは、第1項の規定に関わらず、その損害を全額賠償するものとする。

3 損害が天災その他不可抗力によるもので、乙が善良な管理者の注意義務を怠らなかったことを甲が認めたときは、第1項及び第2項の規定にかかわらず、乙は賠償の責任を負わないものとする。

4 乙は、乙が管理すべきデータ、成果物、その他この契約による業務に関する資料に損害を生じたときは、天災その他不可抗力による場合であっても、乙の負担によりその再製を行うものとする。

ただし、再製不可能な場合は、甲、乙協議の上、別に決定するものとする。

(報告の徴収等)

第16条 甲は、必要があるときは、乙に対してこの契約による業務の進捗状況について、甲が求める時期、内容で、書面等による資料を求めることができる。

(甲の検査監督権)

第17条 甲は、必要があると認める場合は、乙の作業現場の実地調査を含めた乙の作業に対する検査監督及び作業の実施に係る指示を事前の通知のうえ行うことができるものとする。

2 乙は、前項及び第16条の規定に基づき、甲から進捗状況の提出要求、作業内容の検査実施要求、作業の実施に係る指示があった場合は、それらの要求、指示に従わなければならない。

(検査及び引渡し等)

第18条 乙は、仕様書、この契約書に定めるところにより、履行すべき業務が完了したときは、遅滞なく甲に完了通知及び成果物を提出しなければならない。

2 甲は、乙から前項の完了通知を受理したときは、その日から10日以内に検査を行わなければならない。

3 乙は、前項の検査の結果、この契約と相違し、又は不完全な部分があるときは、甲の指定する期間内に補正しなければならない。

4 乙は、前項の補正をしたときは、直ちに甲に終了届を提出しなければならない。この場合における再検査については、第2項の規定を準用する。

5 甲は、第2項の検査の結果、合格と認めたときは、速やかに乙に検査の合格通知をするものとし、合格の日をもって成果物の引渡しを受けなければならない。

(委託料の支払い)

第19条 乙は、前条第5項の合格通知を受理したときは、甲に支払代金の請求書を提出するものとする。

2 甲は、前項の規定により、乙から適法な請求書を受理した日から30日以内に代金を支払うものとする。

3 甲は、前項の規定による支払を遅延したときは、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定に基づいて、年2.5パーセントの割合で算出した遅延利息を乙に支払うものとする。

(履行遅延の損害金)

第20条 乙は、その責に帰すべき理由により、履行すべき業務を履行期限内に完了することができないときは、その遅延日数に応じ支払い金額に対し、年2.5パーセントの割合で算出した違約金を甲に支払うものとする。

(契約不適合責任)

第21条 甲は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、乙に対して、その契約不適合の修補、代替物の引渡し、不足物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項に規定する場合において、甲は、同項に規定する履行の追完の請求（以下「追完請求」という。）に代え、又は追完請求とともに、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。

3 甲が契約不適合を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、追完請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が引き渡した時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(成果物の著作権)

第22条 この委託業務において作成される成果物の著作権等の取り扱いについて著作権法第21条（複製権）、第23条（公衆送信権）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権、翻案権等）及び第28条（二次的著作権の利用に関する原作者の権利）に関する権利を、甲と乙とで共有する。なお、甲及び乙は、当該著作権等につき、相手

方の承諾なく自由に利用（第三者への再使用許諾を含む）できるものとする。本項において、成果物に甲もしくは乙が従前より有する著作権（以下、「既存著作権」という。）が含まれる場合、既存著作権は従前の権利者に留保されるものとし、本業務目的を達成する範囲で相互に既存著作権を使用許諾するものとする。

2 甲は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、仕様書等で指定する物件を改変し、また、任意の著作者名で任意に発表できるものとする。

3 本契約の履行に当たり、乙が開発したデータ処理に関する技術等に係る法的権利については、乙に帰属するものとし、甲はこれを無償で使用する事ができる。

（契約の保証）

第23条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

（1） 契約保証金の納付

（2） 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

（3） この契約による債務の不履行により生じる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関の保証

2 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第6項において「保証の額」という。）は、契約金額の10分の1以上としなければならない。

3 第1項の規定により、受注者が同項第二号又は第三号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、契約保証金の納付を免除する。

4 契約金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

（談合その他不正行為に係る解除）

第24条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じて、甲は、その責を負わないものとする。

（1） 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

（2） 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項（第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）及び第7条の9第1項の規定による課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

(3) 公正取引委員会が、乙に独占的状态があったとして独占禁止法第8条の4第1項の規定による命令（以下「競争回復措置命令」という。）を行い、当該競争回復措置命令が確定したとき。

(4) 乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

(5) 乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 乙が共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

3 前2項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

（談合その他不正行為に係る賠償金の支払い）

第25条 乙は、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。乙が契約を履行した後も同様とする。ただし、前条第1項第1号から第3号までのうち、排除措置命令、納付命令又は競争回復措置命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売である場合その他甲が特に認める場合は、この限りでない。

2 乙は、前条第1項第4号に該当し、かつ、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、前項の規定にかかわらず、契約金額の10分の3に相当する額を支払わなければならない。

(1) 前条第1項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3の規定の適用があるとき。

(2) 前条第1項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 乙が甲に談合その他の不正行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 前2項の規定にかかわらず、甲は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、乙に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

4 前各項の場合において、乙が共同企業体であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して甲に支払わなければならない。乙が既に共同企業体を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

（暴力団等排除に係る解除）

第26条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び

支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者(以下「暴力団関係者」という。)がいると認められるとき。

(2) 暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じて、その責を負わないものとする。

(妨害又は不当要求に対する届出義務)

第27条 乙は、契約の履行に当たって、妨害(不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。)又は不当要求(金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。)(以下「妨害等」という。)を受けた場合は、速やかに甲に報告するとともに警察へ被害届を提出しなければならない。

2 乙が妨害等を受けたにもかかわらず、前項の甲への報告又は被害届の提出を怠ったと認められる場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講じることがある。

(合意)

第28条 本契約に関し、紛争が生じたときは公正な第三者を選定し、当事者と協議解決を図るものとする。

(雑則)

第29条 この契約書に定めのない事項については、甲、乙協議の上、別に決定するものとする。